

横須賀市・三浦市広域消防運営計画

# 概要版

平成 27 年度

横須賀市・三浦市消防広域化協議会

## 目 次

第 1 章	計画の趣旨	1
第 2 章	消防広域化検討の背景	2
第 1	横須賀市と三浦市の消防の現状	2
1	消防業務の特性	2
2	人口の推移（将来の 20 年間の人口推計）	2
3	消防活動	3
4	予防体制	4
第 2	検討の体制・経過	4
1	検討体制	4
2	検討経過	5
第 3 章	広域化で期待できる効果	6
第 1	出場体制の迅速化	6
1	出場指令の効率化	6
2	火災対応の迅速化	6
3	救急対応の迅速化	7
第 2	災害対応力の向上	8
1	三浦市の火災対応力の向上	8
2	同時火災発生時の対応力の強化	8
第 3	弾力的な消防基盤の構築	9
第 4	財政負担の軽減	9
1	重複投資の効率化	9
2	職員数の削減	9
第 5	広域化に伴う消防力の強化整備	10
第 4 章	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項	13
第 1	基本事項・組織	13
1	広域化の参画市	13
2	広域化対象事務	13
3	広域化の方式	13
4	広域化の実施時期	14
5	消防本部の名称及び位置	15
6	消防署所の名称及び位置	15
7	消防本部及び消防署所の事務分掌	16
8	消防本部及び消防署の機構	17
9	消防署所の管轄区域	18
10	消防署所の配置部隊数及び車両、資機材等の配置	18
11	機構図に基づく配置職員数	20

12	消防長・消防署長の権限	22
13	火災予防条例等の適用	22
14	部隊運用	22
15	共同指令センターの運用	22
第2	職員の処遇等	22
1	職員の任用（採用方法等）	22
2	階級設定	23
3	交替制勤務体制	23
4	広域化時の管理監督者の配置	24
5	人事異動のルール設定	26
6	職員の福利厚生	26
7	貸与品の統一	26
第3	施設	26
1	無線中継局の統合	26
2	消防水利の整備等	27
第4	財産・債務	27
1	財産の取扱い	27
2	債務の取扱い	28
第5	経費負担	29
1	初期投資経費	29
2	初期投資経費に係る財源	30
3	一般事業費の負担方法	30
4	車両整備費の負担方法	31
5	給料の取扱い	32
6	給与費の負担方法	32
7	諸手当の取扱い	33
8	旅費の取扱い	33
9	退職手当の取扱い（支給関係）	33
10	退職手当の取扱い（負担方法）	33
11	再任用の給与費の取扱い（負担方法）	33
第6	その他	33
1	負担金の取扱い	33
2	手数料等の取扱い	34
3	慣行等の取扱い	34
4	消防団との連携方策	35
5	関係団体との連携	36
6	防災・国民保護担当部局との連携方策	38
7	広域化後の意見調整組織	38
8	横須賀市・三浦市広域消防運営計画の見直し時期	38

## 第1章 計画の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条第1項の規定に基づき、横須賀市及び三浦市において広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針（基本的な事項）、消防本部の位置及び名称、及び市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項等を定めるものです。

### 消防組織法

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
  - 二 消防本部の位置及び名称
  - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- （以下、略）

逐条解説消防組織法 第3版 消防基本法制研究会 編著 （東京法令出版）

一 第一項では、広域化対象市町村は、関係市町村の間で協議を行い、広域消防運営計画を策定することを規定している。

広域化に当たっては、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の身分取り扱い、通信指令システムの統合、財産及び債務の整理等様々な調整事項を整理する必要がある。

よって、それらを整理し、広域化のメリットを十分に発揮するために広域消防運営計画を定めることとしているものである。

二 第二項では、広域消防運営計画に掲げる事項について規定しており、各号について順次説明する。

なお、広域消防運営計画に掲げる事項は、あくまで関係市町村の間で、地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、特に重要と考えられる事項について例示しているものである。

（一）広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

広域化後の消防の円滑な運営のための基本的な事項を定めるものである。

（以下、略）

## 第2章 消防広域化検討の背景

### 第1 横須賀市と三浦市の消防の現状

#### 1 消防業務の特性

消防の任務は、各自治体が保有する施設及び人員を活用して、生命、身体及び財産を守ることにより、全国の消防組織による統一的な事項です。

しかし、地方自治体の規模により違うことは、①車両の保有台数、②教育訓練を受けた人員の数、③あらゆる災害に対応する特殊車両の数、④1つの災害に対応する車両及び人員の導入数、⑤第2災害が発生した場合の対応力（消防車両及び人員の残存数）などであり、消防の施設及び人員が多いほど効率的な運用が可能となり、保有数が少ない自治体は守るべき生命に万全な体制で臨めないという事態も想定されます。

#### 2 人口の推移（将来の20年間の人口推計）

我が国の人口は、2005（平成17）年から減少に転じており、人口減少時代の到来の中、新しい施策を展開していかなければなりません。横須賀市と三浦市（以下、「両市」という。）も例外なく人口減少が予測されており、特に少子高齢化社会の進展は急速に進んでいます。

こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口の減少による市町村の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出場件数の増大など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予想されています。

【表1 両市の人口推計】

地域	年齢構成	推計人口(単位:人)					H27年を100とした場合の割合(%)				
		2015年 H27	2020年 H32	2025年 H37	2030年 H42	2035年 H47	2015年 H27	2020年 H32	2025年 H37	2030年 H42	2035年 H47
横須賀市	合計	406,123	391,523	373,613	353,831	333,121	100%	96.4%	92.0%	87.1%	82.0%
	年少(0-14歳)	46,930	41,509	36,945	33,006	30,538	100%	88.4%	78.7%	70.3%	65.1%
	生産年齢(15-64歳)	239,365	227,039	216,944	204,196	187,051	100%	94.9%	90.6%	85.3%	78.1%
	老年(65歳以上)	119,828	122,975	119,724	116,629	115,532	100%	102.6%	99.9%	97.3%	96.4%
三浦市	合計	46,184	43,712	40,899	37,895	34,830	100%	94.6%	88.6%	82.1%	75.4%
	年少(0-14歳)	4,408	3,774	3,272	2,868	2,592	100%	85.6%	74.2%	65.1%	58.8%
	生産年齢(15-64歳)	25,479	22,826	21,046	19,131	17,102	100%	89.6%	82.6%	75.1%	67.1%
	老年(65歳以上)	16,297	17,112	16,581	15,896	15,136	100%	105.0%	101.7%	97.5%	92.9%
2市合計	合計	452,307	435,235	414,512	391,726	367,951	100%	96.2%	91.6%	86.6%	81.3%
	年少(0-14歳)	51,338	45,283	40,217	35,874	33,130	100%	88.2%	78.3%	69.9%	64.5%
	生産年齢(15-64歳)	264,844	249,865	237,990	223,327	204,153	100%	94.3%	89.9%	84.3%	77.1%
	老年(65歳以上)	136,125	140,087	136,305	132,525	130,668	100%	102.9%	100.1%	97.4%	96.0%
神奈川県	合計	9,147,970	9,122,193	9,009,667	8,833,192	8,606,856	100%	99.7%	98.5%	96.6%	94.1%
	年少(0-14歳)	1,148,705	1,073,412	984,123	899,333	850,441	100%	93.4%	85.7%	78.3%	74.0%
	生産年齢(15-64歳)	5,796,188	5,670,635	5,577,640	5,375,996	5,030,677	100%	97.8%	96.2%	92.8%	86.8%
	老年(65歳以上)	2,203,077	2,378,146	2,447,904	2,557,863	2,725,738	100%	107.9%	111.1%	116.1%	123.7%

(※出典：国立社会保障人口問題研究所)



※老年人口の割合は  
H27年度を100%  
とした割合

### 3 消防活動

前述の人口減少及び少子高齢化の進展のほか、生活環境や生活様式の変化に伴う住民ニーズの多様化、災害の大規模化及び複雑化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、消防の活動にもその影響は顕著に表れています。

救急活動現場では、高齢者の増加による出場件数の増加のほか、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な救急救命処置を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制※の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化しています。

また、消火及び救助活動については、出場件数に大きな変化は見られないものの、開口部の少ない耐火一般住宅や大型化する集客施設の増加により高度な消火技術が求められ、電気自動車の普及や複雑化した機械器具の増加により、救助活動においても高い知識が求められています。こうした都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも充分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配備が重要となります。

※メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障するため、医師による指示又は指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急救命士の再教育体制を整備すること。

【表2 火災発生件数】

(単位:件)

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均
横須賀市	出火件数	147	165	148	151	167	149	176	158	140	132	156
	内 建物	75	104	85	84	97	85	89	93	81	82	88
	内 林野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 車両	22	20	24	10	18	20	24	15	11	13	18
	内 船舶	1	0	1	0	1	0	2	1	2	0	1
	内 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 その他	49	41	38	57	51	44	61	49	46	37	47
三浦市	出火件数	10	14	20	20	15	16	13	22	18	12	16
	内 建物	4	8	11	9	12	10	9	10	8	5	9
	内 林野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 車両	2	2	3	3	1	0	1	3	2	1	2
	内 船舶	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	内 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 その他	3	4	6	8	2	6	3	9	7	6	5
合計	出火件数	157	179	168	171	182	165	189	180	158	144	172
	内 建物	79	112	96	93	109	95	98	103	89	87	97
	内 林野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 車両	24	22	27	13	19	20	25	18	13	14	20
	内 船舶	2	0	1	0	1	0	2	1	3	0	1
	内 航空機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内 その他	52	45	44	65	53	50	64	58	53	43	54

【表3 救急件数】

(単位:件)

事故種別 区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均
横須賀市	22,329	21,350	21,015	20,442	19,938	21,069	21,955	22,781	23,129	22,696	21,670
三浦市	2,633	2,628	2,705	2,734	2,638	2,788	3,032	3,064	2,981	3,177	2,838
合計	24,962	23,978	23,720	23,176	22,576	23,857	24,987	25,845	26,110	25,873	24,508

【表4 救助件数】

(単位:件)

事故種別 区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均
横須賀市	167	189	182	168	195	210	183	228	203	202	192
三浦市	56	24	15	12	21	17	32	27	16	20	24
合計	223	213	197	180	216	227	215	255	219	222	217

#### 4 予防体制

防火対象物は、その建物の特性から消防用設備等の設置が義務付けられ、適正な維持管理がなされなければなりません。しかしながら、近年には多数の死傷者を出す雑居ビル火災や高齢福祉施設の火災が発生しており、大きな社会問題となっています。

このことから、防火対象物に対して立入検査を実施することにより、防火管理体制と消防用設備等の適正な維持管理状況を確認し、防火安全対策の指導を行うことが重要となります。

横須賀市と三浦市では検査実施件数に差があり、広域化後は両市域で同等の検査体制を構築する必要があります。

【表5 防火対象物数と立入検査実施状況】

(単位:棟)

年度	項目	横須賀市			三浦市		
		防火対象物数	立入検査実施数	実施率	防火対象物数	立入検査実施数	実施率
平成17年度		8,458	3,521	42%	881	58	7%
平成18年度		8,484	3,719	44%	890	86	10%
平成19年度		8,748	3,850	44%	899	81	9%
平成20年度		8,748	3,456	40%	888	55	6%
平成21年度		8,784	3,211	37%	888	161	18%
平成22年度		8,791	3,694	42%	894	75	8%
平成23年度		8,773	3,201	36%	896	83	9%
平成24年度		8,789	3,261	37%	897	88	10%
平成25年度		8,797	2,960	34%	904	60	7%
平成26年度		8,861	3,862	44%	920	95	10%

【表6 危険物施設数と立入検査実施状況】

(単位:施設)

年度	項目	横須賀市			三浦市		
		危険物施設数	立入検査実施数	実施率	危険物施設数	立入検査実施数	実施率
平成17年度		828	567	68%	119	76	64%
平成18年度		796	447	56%	114	45	39%
平成19年度		777	540	69%	112	59	53%
平成20年度		756	495	65%	111	25	23%
平成21年度		727	467	64%	109	41	38%
平成22年度		711	241	34%	107	26	24%
平成23年度		711	260	37%	101	64	63%
平成24年度		692	407	59%	102	49	48%
平成25年度		696	406	58%	99	25	25%
平成26年度		685	267	39%	97	19	20%

## 第2 検討の体制・経過

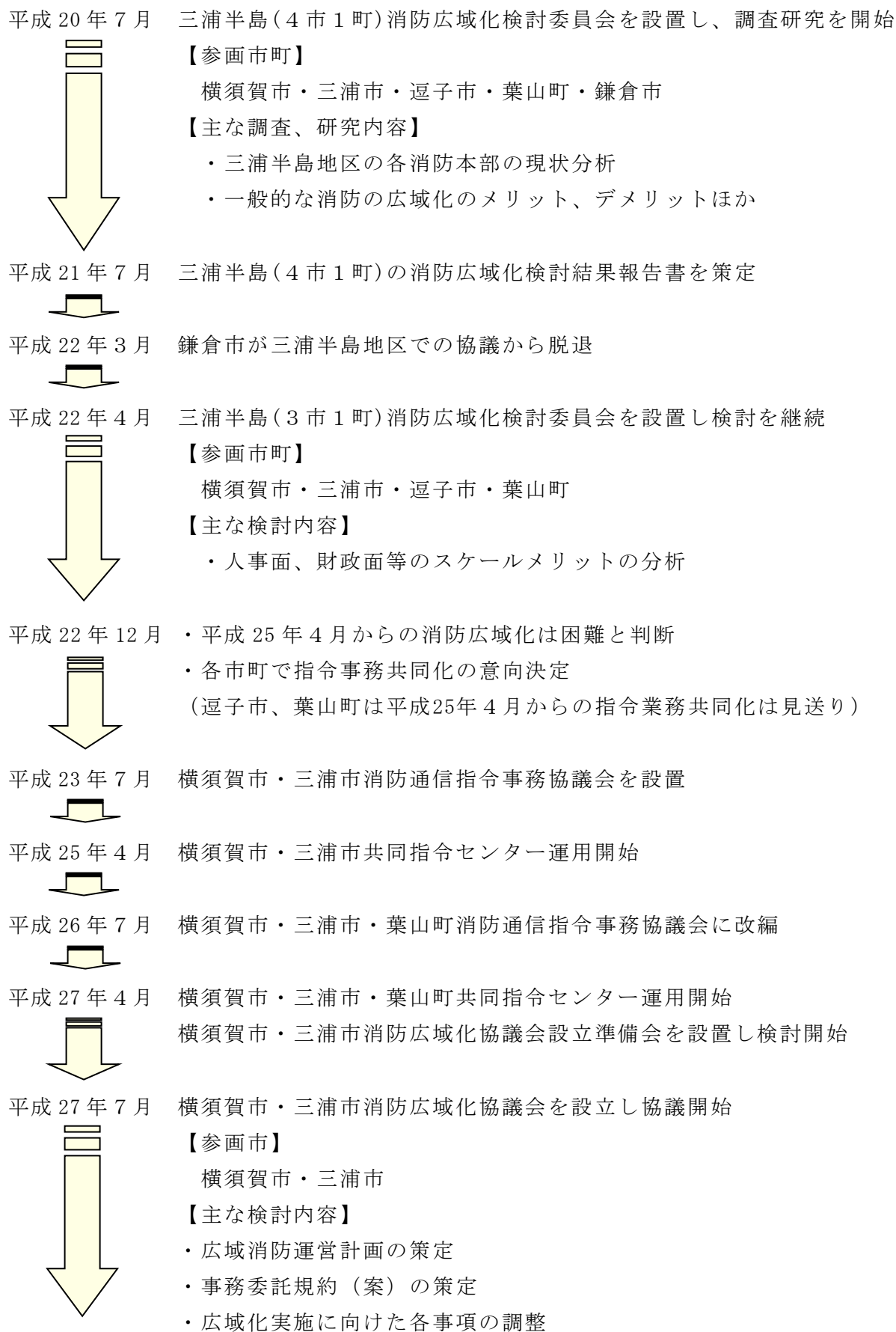
### 1 検討体制

両市における消防の広域化を推進するにあたり、協議会（横須賀市・三浦市消防広域化協議会）を設立し、両市間の協議及び広域消防運営計画の策定作業を行いました。

《協議会の概要》

設立目的	横須賀市・三浦市の消防広域化の実現に向けた「広域消防運営計画」の策定等、広域化施策に向けた具体的な事項を推進することを目的とする。	
参画市	横須賀市・三浦市	
設立・解散 予定日	設 立 日 平成 27 年 7 月 1 日 解散予定日 平成 29 年 3 月 31 日	
主な事務	広域消防運営計画の策定に関すること。 両市の協議事項に関すること。 委託料等の算出に関すること。	
組織構成	総会	【構成員】両市の市長及び消防長 【オブザーバー】県職員 【所掌事務】協議事項に係る審議及び決定
	関係部長 委員会	【構成員】両市の関係所管部長 【所掌事務】総会に報告する協議等の調整
	幹事会	【構成員】両市の関係所管課長、消防本部の署課長 【所掌事務】協議内容の調査及び研究
	専門部会	【構成員】両市の関係所管課係長、消防本部の係長 【所掌事務】必要な調査及び研究、その他具体的な事項
	事務局	【構成員】両市の消防総務課長及び所属職員

## 2 検討経過





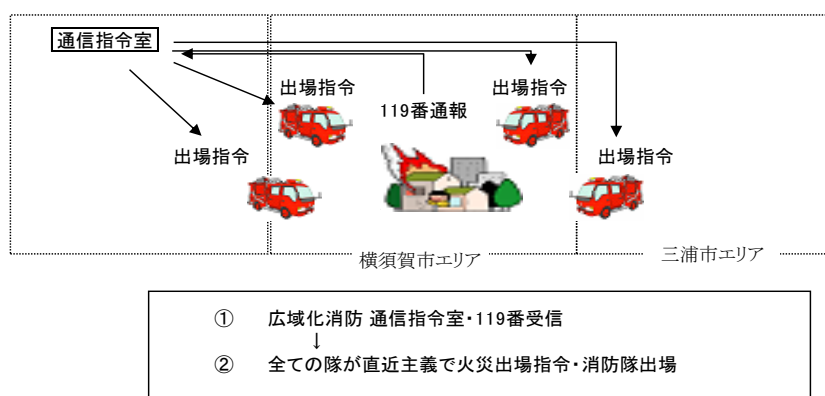
### 第3章 広域化で期待できる効果

#### 第1 出場体制の迅速化

##### 1 出場指令の効率化

現在の共同指令センターでは、両市の消防車等に対して、横須賀市又は三浦市（以下、「各市」という。）の部隊運用により出場させていますが、委託方式による広域化に伴い、同一の部隊運用を行うことで、より効果的かつ迅速な車両の選定が可能となり、特に市境付近では各市において消防車両等の到着時間の短縮が期待できます。

図1 【広域化により運用が一本化された場合のイメージ】



##### 2 火災対応の迅速化

横須賀市の市境（長井方面）では、西分署以外の署所が遠方に配置されていることから、建物火災の包囲態勢が完了するまでに 20 分程度の時間を要しています。建物火災における延焼速度は、時間が経過するごとに勢いを増すことから、早期段階で包囲態勢を確立することが重要です。

表7では、三浦市の消防隊が出場した場合の短縮時間を示しており、10分以内に3方向からの放水が可能となり、約15分程度で5方向からの包囲態勢が完了することとなります。

【表7】 国道134号線(相模湾側)の市境における建物火災の対応時間の短縮  
《横須賀市域》  
横須賀市長井1-15-15すかなごっそ付近

単独消防の出場隊と到着時間			広域消防の出場隊と到着時間		
隊名	距離	到着時間 (A)	隊名	距離	到着時間 (B)
西ポンプ小隊	3.2km	6分	西ポンプ小隊	3.2km	6分
西タンク小隊	3.2km	6分	西タンク小隊	3.2km	6分
湘国ポンプ小隊	8.1 km	15分	三浦ポンプ小隊	4.4km	8分
野比ポンプ小隊	8.6km	16分	湘国ポンプ小隊	8.1 km	15分
平作ポンプ小隊	10.1km	19分	野比ポンプ小隊	8.6km	16分
南指揮小隊	10.4km	19分	南指揮小隊	10.4km	19分
南指揮ポンプ小隊	10.4km	19分	南指揮ポンプ小隊	10.4km	19分
南救助小隊	10.4km	19分	南救助小隊	10.4km	19分

※横須賀市消防力の整備方針に基づき、消防ポンプ車の毎分の走行距離(550m/分)を参考に算定した。  
※三浦ポンプ小隊(本署)は、三浦市の新庁舎建設予定地から算定した。

また、津久井地区で火災があったと想定した場合は、表8のとおり、野比ポンプ小隊が到着してから3分後に三浦ポンプ小隊が到着することとなり、初期活動のバックアップ態勢が迅速になり、初期消火や人命救助活動の安全性が向上することとなります。

【表8】 国道134号線(東京湾側)の市境における建物火災の対応時間の短縮  
 <<横須賀市域>>  
 横須賀市津久井1-4-6レストランド付近

単独消防の出場隊と到着時間			広域消防の出場隊と到着時間		
隊名	距離	到着時間(A)	隊名	距離	到着時間(B)
野比ポンプ小隊	3.3km	6分	野比ポンプ小隊	3.3km	6分
久里浜ポンプ小隊	6.6km	12分	三浦ポンプ小隊	4.6km	9分
浦賀ポンプ小隊	7.7km	14分	久里浜ポンプ小隊	6.6km	12分
南指揮小隊	7.8km	15分	浦賀ポンプ小隊	7.7km	14分
南指揮ポンプ小隊	7.8km	15分	南指揮小隊	7.8km	15分
南タンク小隊	7.8km	15分	南指揮ポンプ小隊	7.8km	15分
西ポンプ小隊	8.1km	15分	南救助小隊	7.8km	15分
西救助小隊	8.1km	15分	西ポンプ小隊	8.1km	15分

※横須賀市消防力の整備方針に基づく、消防ポンプ車の毎分の走行距離(550m/分)を参考に算定した。  
 ※三浦ポンプ小隊(本署)は、三浦市の新庁舎建設予定地から算定した。

### 3 救急対応の迅速化

市境における市中心部からの遠隔地域では、両市において管轄域の救急隊が出場中の場合に、次の救急隊の到着時間が遅くなるという問題をかかえています。救命活動の遅れは、患者の社会復帰率に大きく影響することから、より早く救急救命士が患者のもとへ到着することが肝要です。

次に示すシミュレーションは、両市の市境において、単独消防における直近署所が出場したと仮定して、単独消防の第2番目の直近署所と、広域化後の第2番目の直近署所の到着時間を比較したもので、すべての市境で5分以上の時間短縮が見込まれる結果となりました。

【表9】

三浦半島相模湾側の市境の救急到着時間短縮シミュレーション

No.	想定した災害点	単独の直近署所	単独の第2直近署所(A)	広域化後の第2直近署所(B)	短縮時間(A)-(B)
①	横須賀市長井1-15-15すかなごっそ付近	西分署	湘南国際村	三浦消防署	7分
		3.2km 6分	8.1km 15分	4.4km 8分	
②	三浦市初声町和田2831初声タイヤ商会付近	三浦消防署	三崎出張所	西分署	8分
		3.6km 7分	8.1km 15分	4.0km 7分	

三浦半島東京湾側の市境の救急到着時間短縮シミュレーション

No.	想定した災害点	単独の直近署所	単独の第2直近署所(A)	広域化後の第2直近署所(B)	短縮時間(A)-(B)
③	横須賀市津久井1-4-6レストランド付近	野比出張所	浦賀出張所	三浦消防署	5分
		3.3km 6分	7.7km 14分	4.6km 9分	
④	三浦市南下清上宮田1130~2ラーボンショップ焼門付近	三浦消防署	三崎出張所	野比出張所	7分
		3.9km 7分	7.5km 14分	3.9km 7分	

※横須賀市消防力の整備方針に基づく、消防ポンプ車の毎分の走行距離(550m/分)を参考に算定した。

## 第2 災害対応力の向上

### 1 三浦市の火災対応力の向上

三浦市では火災発生により、ポンプ車が全3隊出場することとなっています。三浦市では、過去に強風による大火が発生しており、消火対応力の向上が課題となっていますが、現在の消防力では大規模な火災に対し、包囲態勢の構築が難しい状況です。広域化により横須賀市の部隊運用を三浦市の火災に当てはめると表10のとおりとなります。

【表10】

《三浦市域》

三浦市初声町和田2831 初声タイヤ商会付近

単独消防の出場隊と到着時間			広域消防の出場隊と到着時間		
隊名	距離	到着時間 (分)	隊名	距離	到着時間 (分)
三浦2号車(引橋)	3.6km	7分	三浦指揮小队	3.6km	7分
三浦3号車(本署)	7.1km	13分	三浦ポンプ小队	3.6km	7分
三浦1号車(三崎)	8.1km	15分	西ポンプ小队	4.0km	7分
			西救助小队	4.0km	7分
			三崎ポンプ小队	8.1km	15分
			湘国ポンプ小队	8.5km	15分

※横須賀市消防力の整備方針に基づく、消防ポンプ車の毎分の走行距離(550m/分)を参考に算出した。

これにより三浦市域では、①延焼による被害の拡大防止、②市境での初期消火活動の迅速化、③隊員の安全管理の充実強化などが期待できます。

### 2 同時火災発生時の対応力の強化

現在、横須賀市では第2火災が発生すると、非常用ポンプ車の配備が必要となり、非直人員や日勤者を参集して非常用ポンプ車を配備しています。また、三浦市においては、第1火災発生時に非常配備が必要となっています。

表11は、火災発生時を想定して部隊運用に基づき出場したと仮定したものです。広域化後は、運用する消防車等が増加することで、第2火災が発生して消防車両等が出場しても包囲態勢の構築に必要な車両が確保できるため、万一に第3火災が発生しても対応が可能となります。

【表11】

広域化後の車両台数の比較

		横須賀市	三浦市	広域化
保有台数	指揮隊	3	0	4
	ポンプ隊	13	3	14
	救助・タンク隊	4	1	5
第1火災出場隊数	指揮隊	1	0	1
	ポンプ隊	5	3	5
	救助・タンク隊	2	1	2
残存隊数	指揮隊	2	0	3
	ポンプ隊	8	0	9
	救助・タンク隊	2	0	3
第2火災出場隊数	指揮隊	1	0	1
	ポンプ隊	5	0	5
	救助・タンク隊	2	0	2
残存隊数	指揮隊	1	0	2
	ポンプ隊	3	0	4
	救助・タンク隊	0	0	1

### 第3 弾力的な消防基盤の構築

表1で示すとおり、両市では人口の減少が予測され、国の示す消防力の整備指針の主な項目は人口規模により定められていることから、現在の指針から試算すると消防力の保有数を見直す時期が来ることが予想されます。

しかしながら、消防力を低下させることは、両市の市民にとって不利益となり、災害対応力を低下させないよう留意しなければなりません。

そのためには、より広域に連携して各自治体が保有する消防力を統合して消防基盤の強化を図るとともに、地域の実情や人口割合等を勘案して効率的に見直すことで、一の災害に対応するための車両及び人員を低下させないことが可能となります。

20年後の2035年には表12のとおり両市で36万人規模の人口になると推計されていますが、署所配置等の組織規模を見直したとしても、広域化の効果により現在の横須賀市規模の消防力は維持できるものと見込んでいます。

【表12】

現在の消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)に基づき人口動態予測により試算した基準数

年 度	現有台数	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
<b>横須賀市</b>							
人口(人)	現有台数	406,123	391,523	373,613	353,831	333,121	312,373
署所数(施設)	13	13	12	12	11	11	10
ポンプ車(台)	17	21	20	20	19	18	16
救急車(台)	12	12	11	11	11	10	10
<b>三浦市</b>							
人口(人)	現有台数	46,184	43,712	40,899	37,895	34,830	31,786
署所数(施設)	3	2	2	2	2	2	2
ポンプ車(台)	3	4	4	4	3	3	3
救急車(台)	2	3	3	3	2	2	2
<b>広域化後</b>							
人口(人)	現有台数	452,307	435,235	414,512	391,726	367,951	344,159
署所数(施設)	15	14	13	13	12	12	11
ポンプ車(台)	19	22	21	21	20	20	18
救急車(台)	14	13	12	12	11	11	10

### 第4 財政負担の軽減

#### 1 重複投資の効率化

消防事務を行う自治体では、指令装置、無線設備、特殊車両等の高額な各種資機材について、それぞれの自治体で整備しています。

広域化によって消防本部が統合されることで、このような重複投資は効率化できますが、指令装置や無線設備については、指令業務の共同化により既に効率化されているため、広域化では特殊車両の効率化により財政負担の削減が可能となります。

#### 2 職員数の削減

広域化により指令部門では大幅な削減が可能ですが、指令業務の共同化により既に実現されているため、総務部門での削減と警防要員の効率化により一定の人員減が見込まれます。

## 第5 広域化に伴う消防力の強化整備

### 【横須賀市域】

- 1 管轄市域の拡大に伴い、救急隊の適正配置を行います。
- 2 化学車保有台数の効率化を行うとともに、危険物施設の初期対応に係る消防ポンプ自動車の機能強化を行います。

### 【三浦市域】

- 1 指揮体制の構築及び災害対応力の迅速化に伴う、消防署所の適正配置を行います。
- 2 消防署所及び車両の適正配置並びに消防ポンプ自動車の機能強化を行い、三崎地区の初期消火体制の強化を行います。
- 3 部隊運用強化に伴う指令システムの改修を行います。

### 【横須賀市域】

#### (1) 整備概要

- ア 管轄市域拡大による救急隊の適正配置（長瀬派遣所から久里浜出張所へ配置替）を行います。
- イ 危険物災害の初期対応力を強化するため、久里浜ポンプ小隊を久里浜 CAFS ポンプ小隊として機能強化を図ります。（CAFS ポンプ車両の更新）
- ウ 上記体制強化の拠点として南消防署久里浜出張所を建替え整備します。

#### (2) 整備実施時期

平成 27 年～平成 29 年度

#### (3) 実施内容

##### ア 救急隊の適正配置

三浦市との市境に配置されている野比出張所及び西分署の救急隊は、広域化により、三浦市への出場の機会が増えるものと予想されます。

そのため、長瀬派遣所に配置している救急隊を、現在、救急隊を配置していない久里浜出張所に配置替えることで、横須賀市の南側の出場体制を強化します。

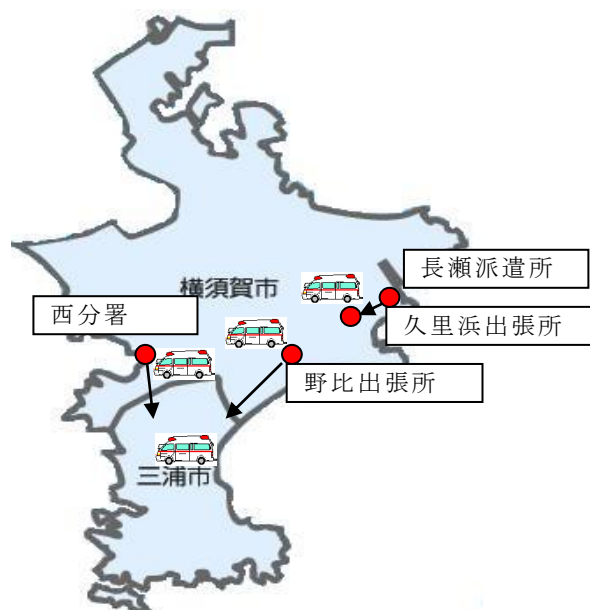
##### イ 化学車の効率化とポンプ隊の機能強化

久里浜出張所管内には工業地区があり、多数の危険物施設があります。このため、化学車を効率化した場合の初動措置体制を強化する必要があることから、CAFS ポンプ車を整備して危険物災害の初動体制を確立します。

※CAFS ポンプ車とは、泡消火薬剤が放出できるポンプ車と同等仕様の車両

##### ウ 久里浜出張所の整備

現在の久里浜出張所に救急隊及び CAFS ポンプ隊を配置するため、建替え整備を行います。



## 【三浦市域】

### (4) 整備概要

- ア 三浦市域の災害に迅速かつ効率的に対応するため、指揮隊の配置を市の中心に置くとともに、三崎地区の救急体制を強化するため署所の適正配置を行います。
- イ 署所の適正配置に伴い三崎地区での初期消火体制を強化します。
- ウ 指揮活動に必要な資機材を整備します。
- エ 広域化の効果を十分に発揮するため指令システムを改修します。

### (5) 整備実施時期

平成 27 年～平成 29 年度

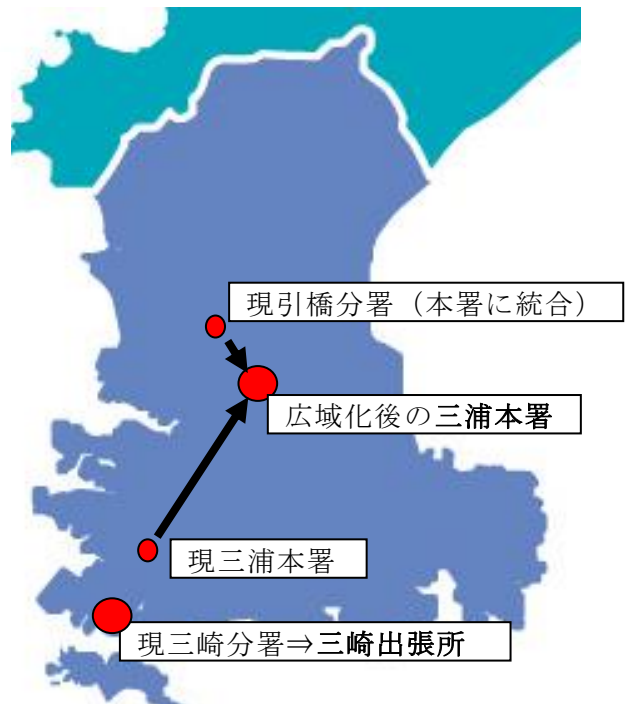
### (6) 実施内容

#### ア 災害活動の迅速化

現在の三浦消防本署は、城ヶ島入口付近に配置されており、三崎地区への対応力は高いものの、南下浦地区や初声地区への到着時間が遅くなり、出場隊を統制するための指揮活動に遅れをきたす恐れがあります。

そのため、三浦市域を効率的にカバーできる三浦市域の中心となる引橋交差点付近に消防本署機能を配置します。

また、三浦本署の移設に伴い三崎地区に救急隊が配置されていないことから、救命率を低下させないために、現三崎分署に救急隊を配置するとともに、必要な施設の増改築整備を行います。



#### イ 三崎地区における初期消火活動体制の強化

##### ・ 大火危険地域

三浦市三崎地区では、強風時の火災発生により、過去に 32 棟の建物が全焼した事例があり、沿岸の住宅密集地を「大火危険地域」に指定しています。

三崎出張所のポンプ小隊は、これらの大火危険地域を包括できるエリアにあり、初期消火活動における重要隊となります。



・初期消火活動体制の強化

三崎出張所のポンプ小隊を、ポンプ車に積載した水槽により放水できる消防ポンプ車に更新整備することで、初期消火活動の迅速化を図ります。

(7) 指揮体制の構築

横須賀市の部隊運用に統一するため、三浦市域に指揮体制を新規構築することから、指揮活動に必要な資機材を整備します。

(8) 部隊運用の見直しに伴う災害対応力の強化

横須賀市の部隊運用で三浦市域を包括することで、火災発生時の出場隊が増え、火災対応力を強化できるとともに、救急隊が出場している場合でも迅速に横須賀市域の救急隊が対応できるようになります。そのため、三浦市域の各署所に配置している車両を横須賀市の部隊運用に合わせるための指令システム改修を行うものとします。

## 第4章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

### 第1 基本事項・組織

#### 1 広域化の参画市

(1) 横須賀市、三浦市の2市により、消防の広域化を実施します。

#### 2 広域化対象事務

(1) 広域化の対象事務は、原則として消防団及び消防に必要な水利施設に係る事務を除く全ての消防事務とします。

#### 3 広域化の方式

(1) 横須賀市への事務委託方式とします。

#### 《消防広域化の方式と比較》

方式	事務委託方式	一部事務組合方式
関係法	地方自治法第252条の14	地方自治法第286条
団体	普通地方公共団体	特別地方公共団体
設置手続	県知事へ届出	県知事へ申請（許可必要）
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。</li> </ul>
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。</li> </ul>
メリット デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の受委託の関係により、各市の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。</li> <li>他の方式と比較して財政負担が少ない。</li> <li>責任の所在が明確。</li> <li>消防行政に関する委託市の関与が希薄。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の経費について費用案分することから管轄区域内の消防力水準が概ね均一。</li> <li>一方で、各市の実情に応じた対応が課題。</li> <li>各市が同じ立場で運営参画可能。</li> <li>組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が必要。</li> </ul>



#### 4 広域化の実施時期

(1) 平成 29 年 4 月 1 日を目標とします。

##### 《広域化までのスケジュール》

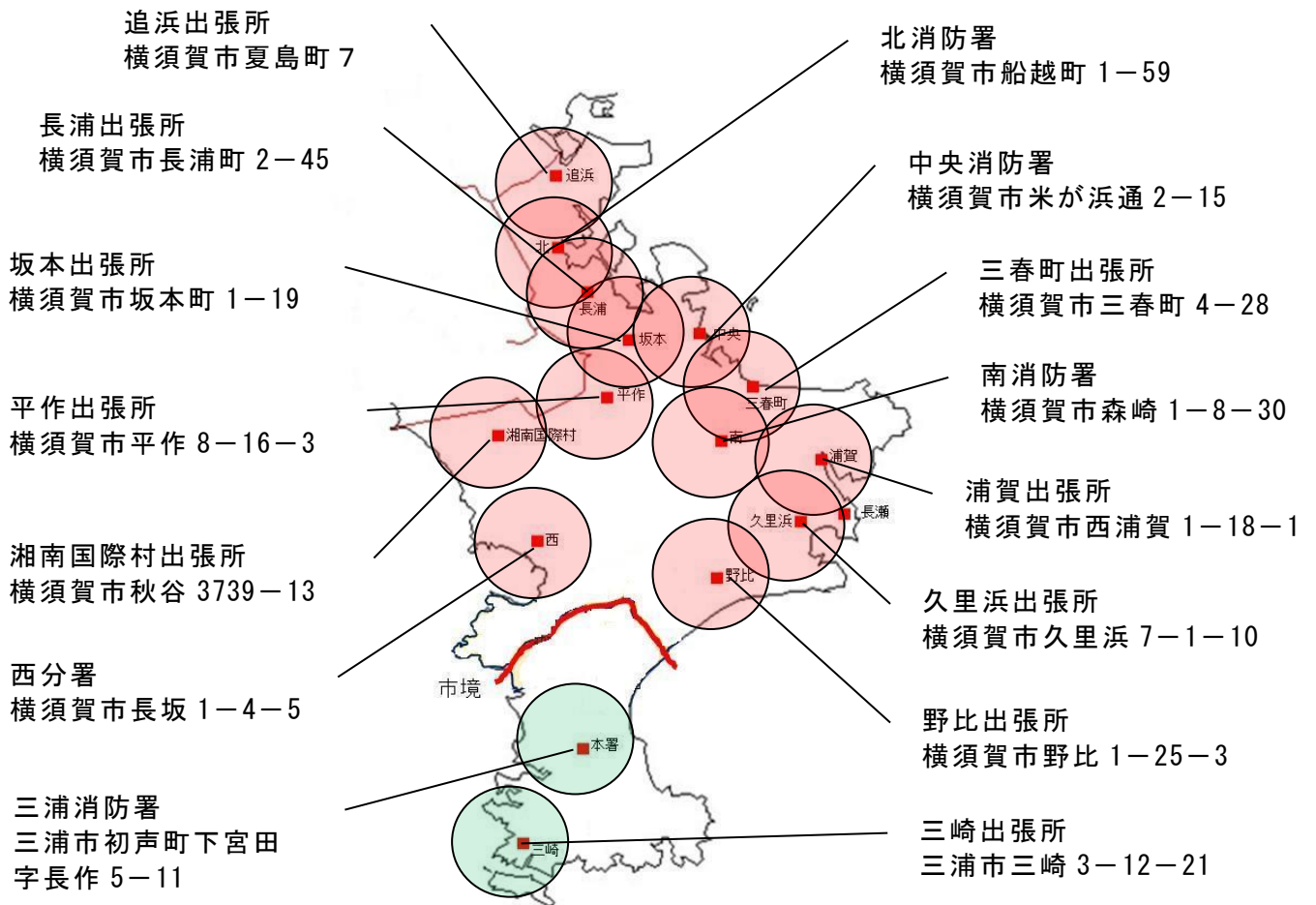
時 期	協議関係	施設整備関係	
平成 27 年度	4 月	任意協議会設立準備会設置	
	6 月	議会への任意協議会設置報告	
	7 月	任意協議会設置	
	8 月	事務委託規約及び運営計画の作成	【横須賀市】 久里浜出張所 建替え
	9 月	事務委託規約の議決 議会及び県へ運営計画策定報告	
	10 月	事務委託規約の締結	・救急車の 適正配置 ・ポンプ車の 機能強化
	3 月	広域化運用開始までに各協議事項及び実務上の細部事項について調整を実施	【三浦市】 新三浦消防署 の建設 ・署所及び 車両の 適正配置 ・ポンプ車 の機能強化 ・三崎出張所 改築
随時			
平成 29 年度	4 月	広域化運用開始	
	10 月		

## 5 消防本部の名称及び位置

- (1) 名称 横須賀市消防局
- (2) 住所 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

## 6 消防署所の名称及び位置

- (1) 横須賀市の消防署所の位置及び名称は変更しません。
- (2) 三浦市の消防署の位置及び名称は、次のとおりとします。
  - ・横須賀市三浦消防署 三浦市初声町下宮田字長作 5 番 11
  - ・横須賀市三浦消防署三崎出張所 三浦市三崎 3 丁目 12 番 21 号



## 7 消防本部及び消防署所の事務分掌

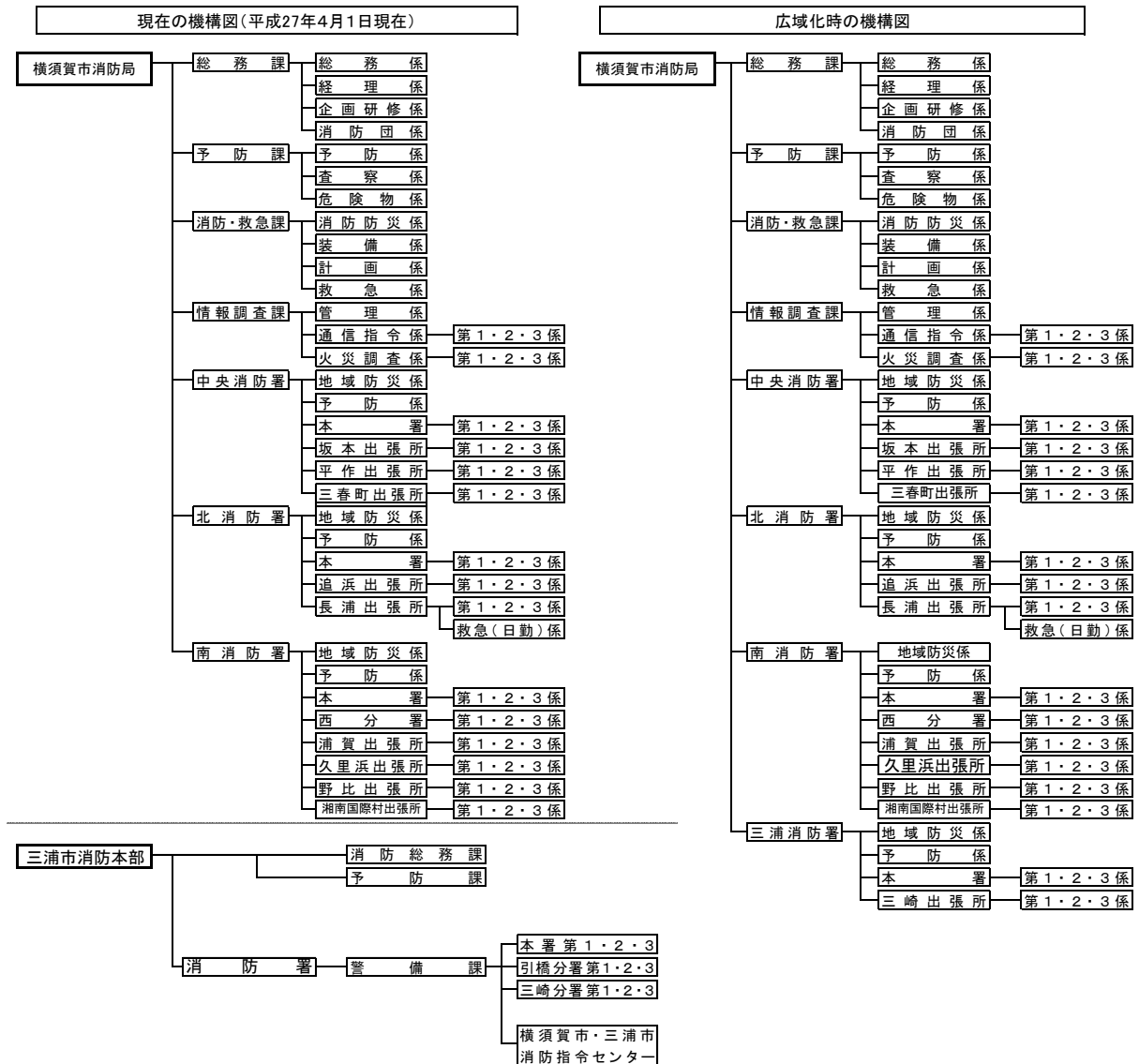
- (1) 現在の横須賀市消防局及び消防署の事務項目を基本とし、広域化に伴う新たな事務項目を追加します。
- (2) 広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定します。

### 《広域化後の事務分掌》

課 名		主な事務分掌
局	総務課	局の庶務/人事・服務/職員研修/福利厚生/消防予算・経理/消防組織・制度/基本施策の企画・総合調整/庁舎等施設整備計画・維持管理/消防受託事務/広域行政調整 ほか
	予防課	火災予防計画・広報/防火管理・火災予防指導/立入検査/消防設備/建築確認等同意/危険物規制 ほか
	消防・救急課	警防計画/震災・水災・特殊災害対策/開発行為/消防相互応援協定/緊急消防援助隊/国際救助隊/消防車両・資機材整備/各種訓練/救急企画/救急隊員資格・救急技能管理/救急医療・救急技術調査・指導/医療機関連絡・調整/応急手当の普及啓発/メディカルコントロール ほか
	情報調査課	部隊運用/消防通信管制/災害通報受付・指令/災害情報収集・伝達/消防気象/消防通信施設計画・整備/通信施設保守管理/情報セキュリティー/火災原因調査 ほか
署	消防署	署の庶務/安全管理/火災予防指導・立入検査/水火災計画・防御/救急・救助活動/消防水利調査/警防対策・消防訓練/応急手当の普及啓発/訓練指導

## 8 消防本部及び消防署の機構

- (1) 広域化に伴い、横須賀市消防局の機構は変更しません。
- (2) 三浦市消防本部は廃止し、三浦市は1消防署1出張所とします。
- (3) 消防署所の名称については、横須賀市は変更しません。三浦市は消防署を「三浦消防署」、出張所を「三崎出張所」とします。



※消防署:条例で設置が定められており、消防署長のほか、管轄区域内の消防事務を処理するための所管課を配置

※分署:消防署の行う消防事務の一部を受け持つとともに、消防署の管轄区域を分割し、一定の地域を担当

※出張所:消防署の管轄区域を分割し、一定の地域を担当

## 9 消防署所の管轄区域

- (1) 横須賀市の消防署所の管轄区域は現状のとおりとします。
- (2) 三浦市域の消防署所の管轄区域は、表 13 のとおりとし、横須賀市の条例及び規程に加えるものとします。
- (3) 災害出場については、管轄区域に関係なく、災害発生地点から一番近くに位置する災害事案に該当する車両を選別します。

【表 13】

《横須賀市消防本部及び消防署設置条例に追加する事項》

名 称	位 置	管 轄 区 域
横須賀市 三浦消防署	三浦市初声町下宮 田字長作 5 番 11	南下浦町上宮田、南下浦町菊名、南下浦町金田、 南下浦町松輪、南下浦町毘沙門 初声町下宮田、初声町高円坊、初声町入江、初 声町和田、初声町三戸 三崎、白石町、海外町、尾上町、東岡町、天神 町、城山町、岬陽町、栄町、原町、諏訪町、晴 海町、宮川町、向ヶ崎町、三崎町小網代、三崎 町城ヶ島、三崎町六合、三崎町諸磯

《横須賀市消防署組織規程に追加する事項》

名 称	位 置	管 轄 区 域
横須賀市 三浦消防署 三崎出張所	三浦市三崎 3 丁目 12 番 21 号	三崎、白石町、海外町、尾上町、東岡町、天神 町、城山町、岬陽町、栄町、原町、諏訪町、晴 海町、宮川町、向ヶ崎町、三崎町小網代、三崎 町城ヶ島、三崎町六合、三崎町諸磯

## 10 消防署所の配置部隊数及び車両、資機材等の配置

- (1) 広域化時の消防署所の部隊配置数は、横須賀市は現状を基本として、三浦市は国の消防力の整備指針及び三浦市域の地域特性を鑑み配置します。
- (2) 横須賀市の部隊に配置する資機材は現状を基本とし、三浦消防署への資機材配置は横須賀市と同等の配備を基本とします。

【表 14】《広域化時の署所別部隊配置数》

署所名称	指揮隊	消防隊	救急隊	救助隊	梯子隊	化学隊	特殊隊	合計
消防本部							1	1
中央消防署	1	2	1	1	1			6
坂本出張所		1	1				1	3
平作出張所		1	1					2
三春町出張所		1	1					2
北消防署	1	2	1	1	1			6
追浜出張所		1				1		2
長浦出張所		1	1				1	3
南消防署	1	2	1	1	1			6
浦賀出張所		1	1		1			3
久里浜出張所		1	1					2

	野比出張所		1	1				2
	湘南国際村 出張所		1	1				2
	長瀬派遣所						1	1
	西分署		2	1	1	1		5
三浦消防署		1	1	1	1		1	5
	三崎出張所		1	1				2
合 計		4	19	14	5	5	2	53

※特殊隊の内訳（照明電源隊、排煙高発泡隊、災害対策隊、水槽隊）

【表 15】《部隊別車両、資機材、運用方法》

部隊名	主な運用車両	主な使用資機材	運用方法
指揮隊	指揮車	指揮活動用資機材 情報収集用資機材	専従
消防隊	ポンプ車	消火活動用資機材	専従
救急隊	救急車	高度救命処置資機材	専従
救助隊	救助工作車	救助用資機材（高度含む。） NBC 資機材	専従
梯子隊	はしご車	高所救助用資機材	乗り換え
化学隊	化学車	危険物災害用資機材	乗り換え
特殊隊	照明車	照明用資機材	専従
	排煙高発泡車	排煙用資機材	乗り換え
	災害対策車	NBC 等の特殊災害資機材	乗り換え
	水槽車	補水用資機材	乗り換え

【表 16】《部隊別活動内容》

部 隊 名	主 な 活 動 内 容
指揮隊	出場部隊を統制し、迅速な消防活動の指揮を行う部隊
消防隊	消火活動を担い、消防の根幹をなす部隊
救急隊	救命救急活動を担い、医療機関へ迅速に搬送する部隊
救助隊	高度な知識と技術を駆使する人命救助の部隊
梯子隊	高所での消火・救助を担う部隊
化学隊	危険物火災の消火活動を担う部隊
照明電源隊	夜間災害における照明活動を行う部隊
排煙高発泡隊	船舶火災や隧道火災など濃煙を排除するための部隊
災害対策隊	NBC 災害や特殊な災害に対応するための部隊
水槽隊	消防水利がない場所で消防ポンプ車に補水するための部隊

## 11 機構図に基づく配置職員数

- (1) 広域化後に必要な人員は、両市の人口規模、地勢及び地域特性を鑑み、国の示す消防力の整備指針に基づき算定します。
- (2) 本部要員は、広域化時に増加する事務量を勘案して、必要な人員を算定します。
- (3) 警防要員は、配置する車両を運用するために必要な人員を算定します。

### 《配置職員数新旧対照表》

【表 17】 《消防本部及び消防署の日勤者》

平成27年4月1日の本部要員の配置状況				広域化時の本部要員		現状比較
課名等	横須賀市	三浦市	職員数合計	課名等	職員数	
消防長	1	1	2	消防局長	1	▲ 1
総務所管課	15	6	21	総務課	15	▲ 6
予防所管課	18	3	21	予防課	20	▲ 1
消防・救急所管課	14	0	14	消防・救急課	16	2
指令所管課	29	4	33	情報調査課	32	▲ 1
出向要員	1	3	4	出向要員	3	▲ 1
小 計	78	17	95	小 計	87	▲ 8
消防署	署長	3	1	署長	4	0
	地域防災係	9		地域防災係	11	2
	予防係	10		予防係	12	2
小 計	22	1	23	小 計	27	4
合 計	100	18	118	合 計	114	▲ 4

【表 18】 《消防署の警防要員》

消防署（現状）			職員数	消防署（広域化時）			職員数	現状比較
中央消防署	本署		45	本署		45	0	
	坂本出張所		21	坂本出張所		21	0	
	平作出張所		21	平作出張所		21	0	
	三春町出張所		21	三春町出張所		21	0	
小 計			108	小 計			108	0
北消防署	本署		42	本署		42	0	
	追浜出張所		12	追浜出張所		12	0	
	長浦出張所		15	長浦出張所		15	0	
小 計			69	小 計			69	0
南消防署	本署		45	本署		45	0	
	浦賀出張所		21	浦賀出張所		21	0	
	久里浜出張所		12	久里浜出張所		21	9	
	野比出張所		21	野比出張所		21	0	
	長瀬派遣所		9	長瀬派遣所		0	▲ 9	
	西分署		39	西分署		36	▲ 3	
	湘南国際村出張所		12	湘南国際村出張所		12	0	
小 計			159	小 計			156	▲ 3
三浦消防署	本署		26	本署		30	4	
	引橋分署		21	(引橋分署)		0	▲ 21	
	三崎分署		12	三崎出張所		21	9	
小 計			59	小 計			51	▲ 8
合 計			395	合 計			384	▲ 11

《職員数増減の主な理由》

【消防本部】

- ・ 消防長（－１）  
広域化によるポスト数の減少
- ・ 総務課（－６）  
総務事務の統合による効率化と三浦市の警防事務の一部は総務所管となっていたため、職員を消防・救急課に移管
- ・ 予防課（－１）  
消防署に一部事務を移管
- ・ 消防・救急課（＋２）  
三浦市では当直職員と総務課職員により運営していたため、三浦事務増加分を移管
- ・ 情報調査課（－１）  
広域化による日勤調整事務ポストの減少
- ・ 三浦地域防災係（＋２）  
三浦市消防本部事務から署の日勤事務への移管
- ・ 三浦予防係（＋２）  
三浦市消防本部事務から署の日勤事務への移管

【消防署】

- ・ 久里浜出張所（＋９）  
長瀬救急隊を久里浜出張所へ配置替え
- ・ 長瀬派遣所（－９）  
同上
- ・ 西分署（－３）  
広域化による市境地域の防御力向上に伴う、警防要員の効率化
- ・ 三浦本署（＋４）  
引橋分署との組織統合
- ・ 引橋分署（－２１）  
本署に統合
- ・ 三崎分署（＋９）  
引橋救急隊を三崎出張所に配置替え

※初任教育のため消防学校に入校する新規採用職員数は、毎年変動するため職員数に含んでいない。



## 12 消防長・消防署長の権限

- (1) 消防長及び消防署長の専決は、横須賀市専決規程によるものとします。
- (2) 運用等については、広域化までに協議します。

## 13 火災予防条例等の適用

- (1) 市民への火災予防上の指導の根本となる火災予防条例等は、原則として横須賀市の基準に統一します。
- (2) 細部事項について、広域化までに調整します。

## 14 部隊運用

- (1) 原則として横須賀市消防局の部隊運用方法に統一します。
- (2) 横須賀市の消防部隊出場計画は、三浦市域で発生が予想される全ての災害に対応することが可能であることから、現出場計画を活用して、管轄区域を広げた形で運用するものとします。

## 15 共同指令センターの運用

- (1) 広域化前は、横須賀市・三浦市・葉山町の3市町による運用を行っているため、三浦市の運用は、原則として横須賀市消防局の運用に合わせ、運用の簡素化を図るものとします。

## 第2 職員の処遇等

### 1 職員の任用（採用方法等）

- (1) 三浦市消防職員を横須賀市消防職員として採用します。
- (2) 原則として、採用（選考）は面接試験によるものとします。
- (3) 横須賀市職員となる者の職務の級は、現行の役職等と三浦市の勤続年数に基づき、横須賀市の基準にそって決定します。
- (4) 広域化後に退職者補充分等として、新規に採用する職員は、横須賀市の基準に基づき採用します。

【表 19】《採用方法の比較について》

項目	詳細	横須賀市	三浦市
採用方法		競争試験	競争試験
受験資格	年齢	30歳未満	27歳未満
	心身	心身ともに健康で職務を遂行するために必要な能力があると認められる人	心身ともに健康で職務を遂行するために必要な能力があると認められる人
	国籍	日本国籍を有する人	
	視力	視力が矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	消防職員として職務遂行に支障がないこと
試験内容	第1次試験	一般教養(筆記試験)	一般教養(筆記試験) 消防適正検査、体力検査

	第2次試験	体力検査、消防適正検査、 作文試験、面接試験	作文試験、面接試験
	第3次試験	健康診断、面接試験	

## 2 階級設定

- (1) 横須賀市の役職に応じて階級を設定します。
- (2) 広域化時の三浦市消防職員の階級は、横須賀市消防局人事制度の基準に基づき、横須賀市職員との均衡を考慮して決定します。

【表 20】 ≪広域化時の職名にあてる階級≫

職 名	階 級
消防局長	消防正監
副消防局長	消防監
署長	消防監
課長	消防司令長
副署長・分署長	消防司令長
課長補佐	消防司令
係長・主査	消防司令補
主任	消防士長・消防司令補
担当者	消防士・消防士長

## 3 交替制勤務体制

- (1) 交替制勤務体制は3部制とします。
- (2) 勤務サイクルは、横須賀市が採用している交替制勤務体制とします。

≪勤務体制の資料≫

### ア 勤務体制

消防の勤務体制は、「毎日勤務」と「交替勤務」の2つに分けることができます。

#### (ア) 毎日勤務

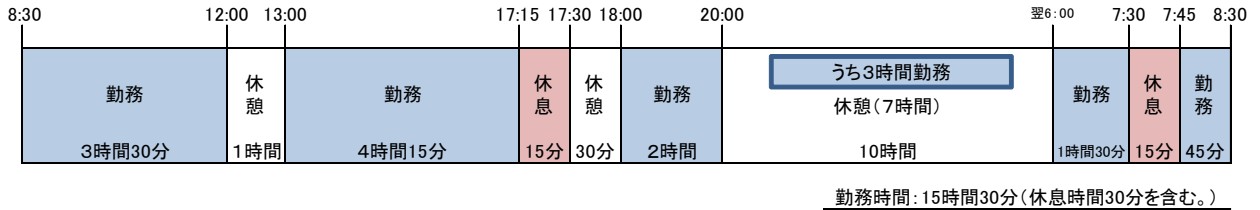
- ・毎日勤務は8時30分から17時15分までの一般的な勤務体制です。
- ・正規の勤務時間は1日7時間45分であり、1週間の勤務時間は38時間45分となっています。



勤務時間: 7時間45分

(イ) 交替制勤務

- ・ 交替制勤務は 8 時 30 分から翌日の 8 時 30 分までの 24 時間勤務（1 当直）です。
- ・ 横須賀市消防局及び三浦市消防本部は、共に 3 部制をとっています。
- ・ 交替制の勤務時間は 1 当直 24 時間のうち、15 時間 30 分であり、その他の時間は休憩・休息时间となっています。
- ・ 交替制勤務に就く職員は、常時出勤可能な体制として主に消防活動の要請にあたります。



イ 横須賀市の交替制勤務

- ・ 3 週間のうち 2 週間の週末が 1 日置きの日直勤務となり、残りの 1 週間の週末が 2 日間の連続週休日となります。
- ・ 3 週間のうち、1 日が毎日勤務と同様の 7 時間 45 分勤務（日直日）となります。

横須賀市の交替制勤務

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	当直数	週休数	日直数	
第1	週	○	週	○	週	○	週	○	日	週	週	○	週	○	○	週	○	週	○	週	○	週	○	○	週	○	週	○	週	○	週	○	10	9	1
第2	○	日	週	週	○	週	○	週	○	○	週	○	週	○	○	週	○	○	週	○	週	○	日	週	週	○	週	○	週	○	週	○	10	9	2
第3	週	○	○	週	○	週	○	週	○	○	週	○	週	○	日	週	週	○	週	○	週	○	○	週	○	週	○	週	○	週	○	11	9	1	

※ ○は当直日、週は週休日、日は日直日

ウ 三浦市の交替制勤務

- ・ 当直⇒非番⇒週休のサイクルが繰り返されます。

三浦市の交替制勤務

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	当直数	週休数	日直数		
第1	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	10	10	0	
第2	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	11	10	0
第3	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	週	○	10	11	0	

※ ○は当直日、週は週休日

4 広域化時の管理監督者の配置

- (1) 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置します。
- (2) 三浦消防署の管理監督者の配置は、横須賀市の消防署の配置に準ずるものとしします。
- (3) 広域化時の三浦消防署の管理監督者の配置は、別途協議するものとしします。

【表 21】 ≪ 広域化時の組織機構に基づく管理監督者の配置案 ≫ (単位：人)

所 属	消防 局長	副局長 署長	課長 副署長 分署長	課長 補佐	係長	係員
消防局	1					
総務課		1				
総務係				1		4
経理係					1	2
企画研修係					1	2
消防団係					1	2
予防課			1			
予防係				1		5
危険物係					1	4
査察係					1	7
消防・救急課			1			
消防防災係				1		2
装備係					1	3
救急係					1	4
計画係					1	2
情報調査課			1			
管理係					1	3
通信指令係				3		15
火災調査係					3	6
中央消防署		1	3	3	6	33
地域防災係					1	2
予防係					1	2
坂本出張所					6	15
平作出張所					6	15
三春町出張所					6	15
北消防署		1	3	3	6	30
地域防災係					1	2
予防係					1	2
追浜出張所					3	9
長浦出張所					4	11
南消防署		1	3	3	6	33
地域防災係					1	2
予防係					1	3
浦賀出張所					6	15
久里浜出張所					6	15
野比出張所					6	15
西分署			1	2	6	30
湘国出張所					3	9
三浦消防署		1	3	3	3	21
地域防災係					1	1
予防係					1	1
三崎出張所					6	15
合 計	1	5	16	20	99	357

## 5 人事異動のルール設定

- (1) 広域化時の異動は地水利等の関係から必要最小限に留め、知識、能力、資格取得等に応じた適正配置を行います。

## 6 職員の福利厚生

- (1) 職員の福利厚生は、横須賀市職員となったときから、横須賀市職員としての制度を適用します。
- (2) 制度の適用方法については、広域化までに調整します。

## 7 貸与品の統一

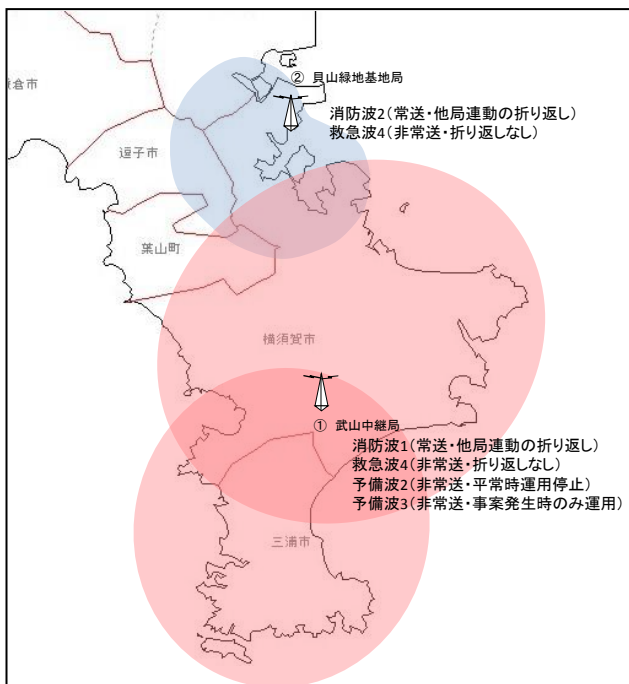
- (1) 貸与品は、横須賀市の基準にすべて統一します。
- (2) 災害活動にかかる貸与品について優先的に整備します。

## 第3 施設

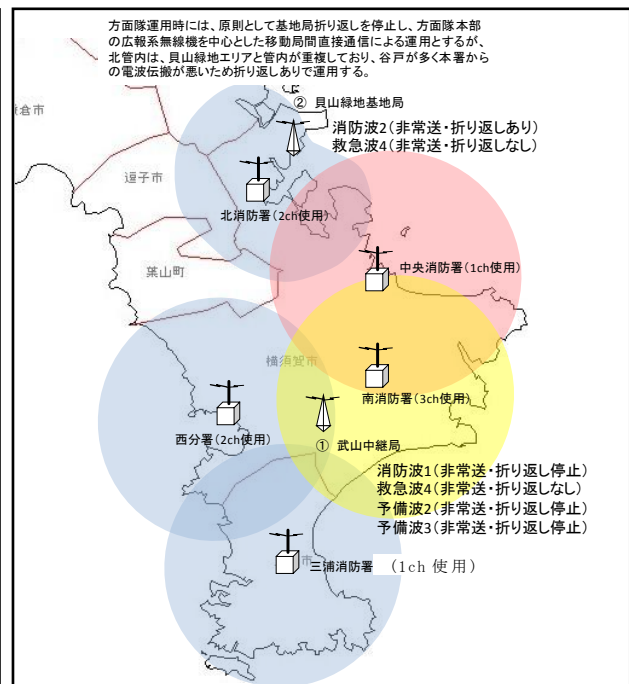
### 1 無線中継局の統合

- (1) 無線中継局は、武山中継局と貝山中継局の2局とします。
- (2) 三浦市域は武山中継局により包括します。

【平常時のチャンネルプラン（2局体制）】



【非常災害時（方面隊運用時）のチャンネルプラン】



## 2 消防水利の整備等

- (1) 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市が設置し、維持及び管理することとします。
- (2) 災害及び訓練に使用した消火栓等の水道利用料等については、各市の水道事業者の基準等によるものとします。
- (3) 水利の整備方針及び運用等については広域化までに調整します。

【表 22】 ≪消防水利の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）≫

水利種別		公私	横須賀市	三浦市	合計	増加率
消 火 栓		公設	3,754	471	4,225	11%
		私設	376	5	381	1%
小計			4,130	476	4,606	10%
防火水槽	40㎡以上60㎡未満	公設	381	190	571	33%
		私設	230		230	0%
	60㎡以上	公設	33	7	40	18%
		私設	64		64	0%
	40㎡未満	公設	29	12	41	29%
		私設	36	10	46	22%
小計			773	219	992	22%
その他の水利			176	12	188	6%
合計			5,079	707	5,786	12%

## 第 4 財産・債務

### 1 財産の取扱い

- (1) 横須賀市が事務を受託するうえで、事務執行に必要な三浦市が有する財産の取扱いは、次のとおりとします。
  - ア 庁舎敷地等の土地  
三浦市の庁舎敷地等の土地は三浦市が所有し、横須賀市に無償貸与とします。
  - イ 庁舎等の施設  
庁舎等は三浦市が所有し、横須賀市に無償貸与とします。
  - ウ 物品（車両等の備品及び消耗品）  
三浦市の物品は、横須賀市に譲与とします。
- (2) 横須賀市が事務を受託するうえで、三浦市に必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとします。
  - ア 庁舎敷地等の土地  
庁舎敷地等の土地は、三浦市が取得及び所有し、横須賀市に無償貸与とします。
  - イ 庁舎等の施設  
庁舎等は、三浦市が取得及び所有し、横須賀市に無償貸与とします。
  - ウ 物品（車両等の備品及び消耗品）  
物品は、横須賀市が取得及び所有し、三浦市は応分を負担します。

【表 23】 ≪三浦市の庁舎敷地等の土地≫

用途	所在地	地積 (㎡)
三浦消防署敷地	三浦市初声町下宮田字長作 5 番 11	2,492.81
三崎出張所敷地	三浦市三崎 3 丁目 12 番 21 号	412.69

【表 24】 ≪三浦市の庁舎等の施設≫

名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)
三浦消防署	三浦市初声町下宮田 字長作 5 番 11	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,174.20
三崎出張所	三浦市三崎 3 丁目 12 番 21 号	鉄筋コンクリート造 2 階建	167.25

【表 25】 ≪三浦市の車両≫

用途	名称、規格等	現配置場所
三浦化学 1	日野 ADG-FD 7 JEWA 改	三浦本署
三浦ポンプ 1	三菱 KC-FE568B 改	三浦本署
救急三浦 1	トヨタ CBF-TRH226S	三浦本署
救急三浦 2	トヨタ CBF-TRH200K	三浦本署
三浦輸送 1 (指揮隊車)	ニッサン DBA-C26	三浦本署
三浦査察 1	三菱 GH-EA7W	三浦本署
三浦査察 2 (方面指揮隊車)	ニッサン CBA-NT30	三浦本署
三浦査察 3	スバル CBD-TV2	三浦本署
三浦資材 2	三菱 LE-U62T	三浦本署
連絡車 (1)	ホンダ C50E	三浦本署
連絡車 (2)	ホンダ C50E	三浦本署
引橋ポンプ 1	いすゞ BKG-NMR85N	引橋分署
引橋救助 1	日野 SDG-GD7JGAA 改	引橋分署
救急引橋 1	トヨタ CBF-TRH226S	引橋分署
三崎ポンプ	三菱 KKFE51CB	三崎分署
三浦資材 1 (船舶搬送車)	三菱 KK-FE51CB	三崎分署

≪広域化に伴い削減する三浦市の車両≫

用途	名称、規格等	現配置場所
三浦総務 1	ニッサン GF-U130	三浦本署
引橋梯子 1	ベンツ DLK30	引橋分署

## 2 債務の取扱い

- (1) 横須賀市へ譲与する物品に係る債務については、三浦市が継続して負うものとし、
- (2) 広域化後に生じる物品に係る財政負担については、横須賀市が負うものとし、なお、三浦市域で使用される物品にかかる財政負担は三浦市で負うものとし、両市域共通で使用される物品の財政負担は負担割合により両市で負うものとし、
- (3) 債務の負担等により生ずる課題等については、その都度協議します。

## 第5 経費負担

### 1 初期投資経費

- (1) 広域化に起因する施設等の改修や整備については、広域化後の業務を円滑に行うために初期投資経費として取り扱うものとします。
- (2) 広域化までに必要な経費は、一般事業費と分けて算出するものとします。
- (3) 広域化後にかかる委託市の初期投資経費は、経費の性質により負担費目等を調整するものとします。
- (4) 初期投資経費は、次の項目とします。
- ア 消防庁舎等の改築及び改修費
  - イ 庁内LAN整備
  - ウ 貸与被服等の統一
  - エ 車両表示変更
  - オ 消防OAシステム整備
  - カ 横須賀市の施策に統一するための整備
  - キ その他、広域化施策に必要な経費
- (5) 三浦市域分の初期投資経費は、災害活動の統一にかかる事項を優先するものとします。

【表 26】 ≪初期投資にかかる項目≫

<横須賀市>

項 目		適 用
1	消防庁舎の新築及び改築費、消防ポンプ車等の整備	久里浜出張所の新築
		久里浜ポンプ車（CAFS）の整備

<三浦市>

項 目		適 用
1	消防庁舎の新築及び改築費、消防ポンプ車等の整備	消防指令システムの改修
		三浦消防署の新築
		三崎出張所の改築
		三崎出張所ポンプ車（水槽付き）の整備
2	庁内LAN整備	三浦消防署及び三崎出張所の庁内LANの整備 三浦消防署及び三崎出張所のLAN端末の整備
3	貸与被服等の統一	貸与被服の統一 ヘルメットの統一
4	表示変更	消防車両及び防火衣等の名称変更
5	消防OAシステム整備	LAN環境等の整備 サーバー整備費
6	横須賀市の施策に統一するための整備	特殊災害応急資機材の整備 ビデオ喉頭鏡の整備 救急医療支援システムの整備
7	その他、広域化施策に必要な経費	消耗品、備品購入費等



## 2 初期投資経費に係る財源

- (1) 初期投資経費に対しては、国及び神奈川県 of 財政支援制度を活用します。

## 3 一般事業費の負担方法

- (1) 一般事業費は、市域の消防行政事務において経常的に必要な経費であることから、その事務の性質に応じて、より実費用に近い割合により算定するものとします。
- (2) 市域の消防行政に直接的に関わる経費は、「単独経費」として実費負担するものとします。
- (3) 両市域の事務統合等により共通にかかる経費は、「共通経費」として両市で案分して負担するものとします。
- (4) 共通施設（消防局庁舎、武山無線中継局、長瀬訓練センター）の維持管理経費は、共通経費として案分するものとします。
- (5) 共通経費の負担割合は、両市が協議して定めるものとします。
- (6) 負担割合については、一定の時期に見直しを図るものとします。

【表 27】《負担割合（例）表》

割合区分	割合指標	指 標 数			負 担 割 合	
		横須賀市 (A)	三浦市 (B)	合計 (C)	横須賀市	三浦市
人口割	推計人口	404,423 人	45,298 人	449,721 人	A / C	B / C
職員割	実職員数	432 人	66 人	498 人		
消防ポンプ隊割	消防ポンプ隊数	17 隊	2 隊	19 隊		
救助隊割	救助隊数	4 隊	1 隊	5 隊		
救急隊割	救急隊数	12 隊	2 隊	14 隊		
車両割	車両台数	103 台	16 台	119 台		
庁舎割	庁舎数	15 施設	2 施設	17 施設		
署割	署数	3 署	1 署	4 署		
署所割	署所数	13 署所	2 署所	15 署所		
協議会割	横須賀市・三浦市・葉山町指令事務協議会の負担割合による。					

※平成 27 年 4 月 1 日現在の値

#### 4 車両整備費の負担方法

- (1) 広域化後は、横須賀市域と三浦市域の実情を勘案して、車両更新計画により整備することとなるため、市域の災害対応にかかる車両の特性により負担するものとします。
- (2) 消防ポンプ車、救急車、指揮隊車及び消防署の事務車両は、署所管轄における活動が主になることから、「単独経費」として実費を負担するものとします。
- (3) 特殊車両は、両市域に発生する特殊災害等に対応するため、両市で「人口割」により案分して負担するものとします。
- (4) 特殊車両は、はしご車、化学車、救助工作車、水槽車、排煙高発泡車、照明車、災害対策車、火災調査車及び消防局の事務車両とします。
- (5) 負担割合については、一定の時期に見直しを図るものとします。

【表 28】 ≪広域化時の車両保有台数の比較≫

	車両名	更新年数	横須賀市	三浦市
特殊車両	救助工作車	15年	4台	1台
	はしご車	20年	5台	
	化学車	20年	1台	1台
	災害対策車	15年	1台	
	水槽車	15年	1台	
	排煙高発泡車	20年	1台	
	照明車	10年	1台	
	火災調査車	12年	1台	
	消防局の事務車両			
	指揮車	15年	1台	
	資機材搬送車	15年	2台	
	乗用車	12年	1台	
	人員搬送車	15年	1台	
	広報車	15年	4台	
スクーター	15年	1台		
実働車等	ポンプ車	10年	17台	2台
	高規格救急車	5年	12台	2台
	方面指揮車	15年	3台	1台
	資機材搬送車	12年	3台	2台
	指揮隊車	12年	3台	1台
	人員搬送車	15年	5台	
	谷戸対策車	15年	3台	
	広報車	15年	6台	2台
	スクーター	15年	16台	2台
	非常用ポンプ車		5台	1台
	非常用救急車		5台	1台
	合 計		103台	16台

※横須賀市の3点セット（高所放水車、原液搬送車、大型化学車）は除く。

## 5 給料の取扱い

- (1) 三浦市消防職員を退職して、横須賀市消防職員となる者の給料月額は、現在の三浦市消防職員給料表における広域化前の職務の級及び号給から横須賀市の一般職給料表の同額又は直近上位へ移行することとします。
- (2) 役職の適用により給料表が上位の級に移行する者で、その級に移行したことで、他の職員と著しく差が生じる場合は、他の職員との均衡を考慮して決定します。
- (3) 広域化後に新規採用される職員は、すべて横須賀市の基準に基づき決定します。

## 6 給与費の負担方法

- (1) 広域化後の職員全体にかかる給与費を職員数割で負担することを原則とします。
- (2) 三浦市域にかかる給与費は、広域化から一定の時期までは次による負担とします。
  - ア 消防局の本部事務における給与費（広域化当初の試算では8人分）は、平均給与に人数分を乗ずるものとします。
  - イ 三浦消防署にかかる給与費（56人分）は三浦市が実費を負担します。
  - ウ 三浦市への出向者（2人分）は三浦市が実費を負担します。
  - エ 消防署に配置されない新規採用職員は、両市で案分して負担します。
- (3) 上記の期間は、広域化までに調整します。

## 7 諸手当の取扱い

- (1) 諸手当は、原則として横須賀市の基準で支給します。

## 8 旅費の取扱い

- (1) 旅費は、横須賀市の基準に統一します。(公共交通機関で三浦市域を移動する場合は実費により算定)
- (2) 市外出張時に発生する雑費の取扱いについては、広域化までに調整します。

## 9 退職手当の取扱い(支給関係)

- (1) 退職手当は、横須賀市の基準に基づき支給します。
- (2) 旧三浦市職員の勤続年数は、横須賀市職員となった勤続年数に通算します。

## 10 退職手当の取扱い(負担方法)

- (1) 退職手当は、委託料として単年度ごとに負担します。
- (2) 退職手当の負担方法は、広域化前に属した団体が当該職員分を負担し、広域化後に採用となった職員は、給与費と同じ負担割合等により両市で負担します。

## 11 再任用の給与費の取扱い(負担方法)

- (1) 広域化後に横須賀市消防局に採用される再任用職員にかかる給与費は、給与費と同じ取扱いにより負担するものとします。

## 第6 その他

### 1 負担金の取扱い

- (1) 両消防本部で支出している負担金(表29に掲げるものに限る。)は、継続して支出するものとします。
- (2) 活動目的等が類似する団体に対する負担金の額に差があることから、負担額については広域化後についても両市及び関係機関と調整することとします。

【表29】 <<負担金一覧>>

項 目	
1	全国消防長会会費
2	全国消防協会会費
3	全国消防長会関東支部会費
4	神奈川県消防長会会費
5	神奈川県消防長会三浦半島地区協議会会費
6	神奈川県消防慰霊碑管理委員会会費
8	神奈川県消防学校賛助会会費
9	神奈川県高圧ガス協会会費

10	安全運転管理者負担金
11	三浦半島地区メディカルコントロール協議会負担金
12	神奈川県消防救助技術指導会負担金

## 2 手数料等の取扱い

- (1) 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、横須賀市の歳入として、それぞれの市域にかかる消防業務に係る経費に充当します。
- (2) 施設の目的外使用にかかる使用料は、広域化までに調整します。

【表 30】 ≪危険物等手数料一覧（平成 26 年度実績）≫

（単位：円）

項目	項目詳細	横須賀市		三浦市	
		金額	件数	金額	件数
危険物製造所等設置許可等申請手数料	危険物製造所等設置許可申請手数料	189,000	6 件	78,000	2 件
	危険物製造所等完成検査（設置）申請手数料	88,000	6 件	39,000	2 件
	危険物製造所等変更許可申請手数料	1,936,000	76 件	91,000	4 件
	危険物製造所等完成検査（変更）申請手数料	833,500	67 件	45,500	4 件
	危険物製造所等完成検査前検査申請手数料	18,000	3 件	11,000	1 件
消防法に基づく検査手数料	仮貯蔵、仮取扱、仮使用承認等申請手数料	685,800	127 件	27,000	5 件
合 計		3,750,300	285 件	291,500	18 件

## 3 慣行等の取扱い

- (1) 各市で実施している消防出初式等の慣行は、原則、継続して行います。
- (2) 細部事項については、広域化までに調整します。

【表 31】 ≪慣行等（平成 26 年度実績）≫

行事名	団体	実施時期	担当所管課	関係者等の出席			備考
				市長	消防長	消防団長等	
消防出初式	横須賀市	1 月 11 日	消防局総務課	有	有	有	
	三浦市	1 月 6 日	消防本部総務課	有	有	有	
消防団操法競技会（総合演習）	横須賀市	9 月 21 日	消防局総務課	有	有	有	
	三浦市	9 月下旬	消防本部総務課	有	有	有	
火災予防運動（秋季）	横須賀市	11 月 9 日～15 日	消防局予防課	無	有	無	
	三浦市		消防本部予防課	無	無	無	
火災予防運動訓練（秋季）	三浦市	10 月 体育の日	消防署警備課	有	有	有	

火災予防運動 (春季)	横須賀市	3月1日～ 3月7日	消防局 予防課	無	有	無	
	三浦市		消防本部 予防課	無	無	無	
火災予防運動 訓練(春季)	三浦市	3月20日	消防署 警備課	有	有	有	
防火ポスター コンクール 審査会	三浦市	10月中旬	消防本部 予防課	無	有	無	※1
防火ポスター コンクール 表彰式	横須賀市	11月上旬	消防局 予防課	有	有	有	
	三浦市	11月上旬	消防本部 予防課	有	有	無	※2
年末年始火災 特別警戒	横須賀市	12月21日 ～ 1月3日	消防局 総務課	有	有	有	
歳末火災特別 警戒	三浦市	12月25日 ～12月31 日	消防署 警備課	有	有	有	
表彰	横須賀市	出初式又は 事案 発生時	消防局 総務課	有	有	有	
	三浦市	出初式又は 事案 発生時	消防本部 消防総務課	無	有	有	
こども防災 大学	横須賀市	7月下旬～ 8月下旬	消防局 消防救急課	有	有	無	
危険物 安全週間	三浦市	6月第2週	消防本部 予防課	無	無	無	※3
みうら国際 マラソン警備	三浦市	3月1日	消防本部 消防署	有	有	無	
文化財防火デ ー訓練	三浦市	1月下旬～ 2月上旬	消防署 警備課	有	有	有	
消防団員団体 献血	三浦市	6月下旬～ 7月上旬	消防本部 消防総務課	無	無	有	
花火大会警備	三浦市	8月上旬	消防本部 消防署	無	無	有	
市総合防災 訓練	三浦市	10月中旬～ 11月中旬	消防署 警備課	有	有	有	
殉職消防団員 慰霊碑供養	三浦市	隔年9月中 旬～10月上 旬	消防本部 消防総務課	無	無	有	
消防団月例 点検	三浦市	年度内 3回	消防本部 消防署	無	無	有	

※1 審査委員長（元美術教諭）審査委員（危険物安全協会長、副会長、教育部長）

※2 教育長、教育部長、危険物安全協会長、副会長

※3 危険物安全協会役員と市内危険物取扱い事業所等への巡回指導を実施

#### 4 消防団との連携方策

- (1) 2市の消防団との連携は、原則として現在の運用を継続して行うものとします。
- (2) 各消防団との連携を確保するため、各市の消防団事務統括部署と消防署が連携して各分団との連絡調整等を行うものとします。

## 5 関係団体との連携

(1) 関係団体との連携は、その性質において横須賀市消防局と各消防署が連携して行うことを基本とします。

【表 32】 ≪横須賀市消防局の関係団体一覧≫

団体名	事務担当	組織概要	構成員	発足年月	主な年間活動
横須賀市婦人防火クラブ	予防課	地域における防火・防災に関する知識の普及啓発を行う。	17 クラブ 約 500 名		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出初式参加</li> <li>・ 研修の実施</li> </ul>
消防協力隊	消防・救急課	企業の自衛消防隊により大規模災害時に消火活動を行う。	14 社 888 人	H10. 7	
消防防災協力隊	消防・救急課	企業のもつ組織力を活用して大規模災害時に事業所周辺の災害活動にあたる。	45 社	H12. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の実施</li> </ul>
防災支援隊	総務課	消防職・団員 O B で構成され、大規模災害時の後方支援を行う。	69 名	H 9 . 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出初式参加</li> <li>・ 研修の実施</li> </ul>
横須賀危険物安全協会	予防課	危険物を取り扱う事業者が地域社会の安全の推進役として、危険物に起因する災害を防止するため、自主保安体制の確立を目的に活動している。	会員数 277 事業所  主な業種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油関係</li> <li>・ 化学工業</li> <li>・ 製造業</li> <li>・ 灯油販売</li> <li>・ その他</li> </ul>	S 41. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物取扱者試験受験準備講習会</li> <li>・ 各種講習会への派遣</li> <li>・ 危険物安全週間に係る事故防止啓発活動</li> <li>・ 秋・春火災予防運動に係る火災予防広報への協力</li> <li>・ 視察研修</li> <li>・ 会報発行 (年 2 回)</li> <li>・ 優良危険物取扱者の表彰</li> <li>・ 消防出初式に係る支援活動</li> </ul>

横須賀消防 施設工事組 合	予防課	市内で消防用設 備の設計・施 工・販売、保守・ 管理業務を行っ ている事業者の 組合	15 社	S 52. 6	
横須賀市消 火器普及会	予防課	市内の消防用設 備業者で構成さ れ、業務用消火 器や住宅用消火 器の普及促進及 び適正な廃棄の 啓発等を行って いる。	6 社	S 48. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災訓 練等</li> <li>・ 横須賀市総 合防災訓練</li> <li>・ 花の国防災 フェア等</li> </ul>

【表 33】 ≪三浦市消防本部の関係団体一覧≫

団体名	事務担 当	組織概要	構成員	発足年月	主な年間活動
三浦危険物 安全協会	予防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の危険物 取扱事業所を中 心に防火意識の 普及啓発を行っ ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油関係</li> <li>・ プロパン関 係</li> <li>・ 旅館関係</li> <li>・ 工場関係</li> <li>・ 米店関係</li> <li>・ その他事業 所等で構成 され現在 6 5 事業所会 員</li> </ul>	S 49. 4. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物取扱 者試験準備講 習会</li> <li>・ 危険物安全 週間に係る事 故防止啓発活 動</li> <li>・ 秋、春火災 予防運動に係 る火災予防広 報への協力</li> <li>・ 秋の火災予 防運動に伴う 市内小中学生 を対象とした 防火ポスター コンクール の市との共催 実施</li> <li>・ 視察研修</li> <li>・ 会報発行</li> <li>・ 優良危険物 取扱者の表彰</li> <li>・ 小学校新入 学児童に対し 防火ファイル の贈呈</li> </ul>



## 6 防災・国民保護担当部局との連携方策

- (1) 両市の防災・国民保護担当部局との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行います。
  - ア 大規模災害等が発生した場合、横須賀市消防局から三浦市災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保します。
  - イ 広域化後は三浦市域の災害情報を収集するため、三浦市の災害情報端末等を横須賀市消防局及び三浦消防署に整備するものとします。

## 7 広域化後の意見調整組織

- (1) 広域化後には、委託市の意見を公正に受けるための意見調整組織を設置します。
- (2) 意見調整組織の名称は、「(仮称)横須賀市・三浦市広域消防事務調整委員会(以下、「委員会」という。)」とします。
- (3) 委員会は、消防広域化事務に関連する両市の関係課長級で構成します。
- (4) 委員会において重要案件が発生したときは、案件に応じて両市の市長等及び関係部局長等の合意を得て調整するものとします。
- (5) 広域化後の三浦市議会への情報提供及び意見聴取は、予算・決算議会を通じて行うことを原則として、三浦市域への影響が大きい事案については、三浦市に設置する消防事務の所管部門により報告するものとします。
- (6) 委員会の運営に係る事項は、設置時に定めるものとします。

## 8 横須賀市・三浦市広域消防運営計画の見直し時期

- (1) 横須賀市・三浦市広域消防運営計画は、5年を基準として見直しを図るものとします。
- (2) 見直しの内容は次のとおりとします。
  - ア 両市域に必要な消防力の算定
  - イ 消防行政を運用するために必要な人員の算定
  - ウ 両市域にかかる経費の負担割合及び負担方法の検証
  - エ その他、広域化施策に必要な項目
- (3) 情勢等の変化により負担割合等については、適宜見直しを図るものとします。